

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【公開番号】特開2013-118122(P2013-118122A)

【公開日】平成25年6月13日(2013.6.13)

【年通号数】公開・登録公報2013-030

【出願番号】特願2011-265620(P2011-265620)

【国際特許分類】

H 01 M 10/04 (2006.01)

【F I】

H 01 M 10/04 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月10日(2014.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

正極、多孔質のセパレータ、及び負極が積層された電極積層体と、前記正極に接続された正極端子と、前記負極に接続された負極端子と、金属層及び該金属層の内側に配置された熱融着可能な絶縁性の樹脂層を含み、前記正極端子及び前記負極端子の一端を外部に突出させた状態で前記電極積層体及び電解液を内部に収納し密封する外装体とを有する電池の検査方法であって、

前記外装体は、前記金属層及び前記樹脂層を含む一対のラミネートフィルムからなり、前記正極端子及び前記負極端子の一部が外部に突出した状態で前記一対のラミネートフィルムの周縁部同士が接合されることによって形成されており、

前記外装体内に前記電極積層体を収容し、かつ前記電解液を注入していない状態で、前記正極端子と前記負極端子との間に第1の電圧を印加して耐電圧判定を行う第1の耐電圧判定ステップを行い、さらに、前記外装体内に前記電極積層体を収容し、かつ前記電解液を注入していない状態で、前記正極端子または前記負極端子と前記金属層との間に前記第1の電圧よりも高い第2の電圧を印加して耐電圧判定を行う第2の耐電圧判定ステップを行う、電池の検査方法。

【請求項2】

前記電極積層体は、複数の前記正極及び前記負極と複数の前記セパレータとが交互に積層されることによって形成されている、請求項1に記載の電池の検査方法。

【請求項3】

前記電池はリチウムイオン二次電池であり、

前記第2の耐電圧判定ステップでは、前記負極端子と前記ラミネートフィルムの前記金属層との間の耐電圧測定を行う

請求項1または2に記載の電池の検査方法。

【請求項4】

前記正極端子、前記負極端子、及び前記金属層の3箇所にそれぞれ異なるプローブを接觸させて前記第1の耐電圧判定ステップと前記第2の耐電圧判定ステップを行う、請求項1から3のいずれか1項に記載の電池の検査方法。